

令和 8 年豊能町議会 3 月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和 8 年 3 月 9 日（月）

豊 能 町 議 会

令和 8 年豊能町議会 3 月定例会議
総務建設常任委員会

年 月 日 令和 8 年 3 月 9 日 (月)

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

池田 忠史 西 美江 高野 光一
才脇 明美 中川 敦司 秋元美智子

欠席委員 なし

委員外出席 永 並 啓 (議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
政 策 監	大 西 隆樹	総 務 部 長	入 江 太志
総務部理事兼税務課長	桑 原 康男	都 市 建 設 部 長	坂 田 朗夫
都市建設部理事	大 利 元樹	都 市 建 設 部 次 長	田 中 克生
総 合 政 策 課 長	山 内 拓	広 報 職 員 課 長	奥 文 彦
総 務 課 長	田 中 久志	行 財 政 課 長	寺 倉 義浩
建 設 課 長	吉 澤 亘	農 林 商 工 課 長	中 谷 康彦
環 境 課 長	中 井 哲	吉 川 支 所 長	清 水 義和
会 計 管 理 者	石 井 慎子		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和8年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件
- ・第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件
- ・第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件
- ・第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- ・第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- ・第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件
- ・第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
(関係部分のみ)
- ・第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算(第12回)の件
(関係部分のみ)

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

今朝ですね、ちょっと朝6時頃に妙見口の辺りをちょっと車でびゅっと通ったんですけど、温度計マイナス3度だったんですよ。春が近づいて三寒四温と言いますけれども、まだまだちょっと寒い日が続きますので、皆さん体調には気をつけていただけたらと思います。

また、本日はちょっと内容もかなり多くなってますんで、議事はきっちり進めていきたいと思えますけれども、簡潔な説明・答弁のほうよろしく願いいたします。

座らせていただきます。

ただいまの出席委員は、6名であります。定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

おはようございます。

本日はお忙しい中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

先ほど委員長がおっしゃいましたように、今日はですね、合計で8議案を審査いただく予定になってございます。詳細に御審査をいただきまして、委員の皆様方には御理解を賜りますようによろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和8年豊能町議会3月定例会議付託

案件についてを議題といたします。

まず初めに、第4号議案、豊能町環境基金条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

おはようございます。環境課、中井です。よろしくお願いいたします。

それでは、第4号議案、豊能町環境基金条例制定の件につきまして御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

S i d e B o o k s 内の議案書の8ページから10ページ、並びに条例の概要をあわせて御覧ください。

制定の理由でございますが、町が回収した資源紙類及び廃食油等の売却により生ずる収入を、環境に関する意識の向上や環境保全に関する施策の推進に必要な経費に充てるため豊能町環境基金を設置するものです。

第1条には、基金の設置及びその目的について規定しております。

第2条には、基金に積み立てる額を規定しております。

第3条には、現金の管理について、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことについて規定しております。

第4条には、基金の運用益金の処理について、一般会計の歳入歳出予算に計上し処理することについて規定しております。

第5条には、繰替運用について、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を規定しております。

第6条には基金の処分について、第7条には委任事項についてそれぞれ規定しております。

附則としまして、施行期日を令和8年4月1日からとしています。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

この資源の紙類とか廃食油等の売却の過去の実績いいですかそういったものは、本会議とか全員協議会等でも質問があり、確か紙類が290万円ぐらいかな、年間で、廃食油については、令和7年の結果で数万円というふうな答弁があったと思いますけども、この廃食油等って書いてますけど、この「等」っていうふうな意味合いでいくと、この廃食油以外にも何かあるということなんですか。その辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課、中井でございます。

廃食油等の「等」なんですけれども、それ以外につきましてまだ具体的にこれといったものがあるというわけじゃなくて、今後もしかしたら出てくる可能性がありますので、ちょっとその幅を広げるという意味で「等」という表現をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

あと基金に積み立てるということで、この第2条のところで、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額というふうな形で書かれていますけども、これについては、どれぐらいの額になりそうなのか、その辺りも何か決まっているんですか。

○委員長（池田忠史君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

特に、決まってるわけではございません。

ただこの先ほど申し上げましたように、資源紙類とか廃食油でその売却益とかで収益となります金額は、約300万円程度でございますので、その程度 of 金額を想定して来年度予算には計上させていただこうかなというふうな考えでおります。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

あとその基金積み立てられたお金を実際今度を使う場合ですけど、それはタイミング的には毎年というふうなことではなくて、何かどんとまとめて使うようなことになるのか、それとも何かちょびりちょびり使うようなことなのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

環境課、中井です。

委員おっしゃいますようにですね、単年度で使う場合も想定としてありますけれども、何年かお金を貯めるような形である程度まとまった金額で、何かちょっと大きなことまできたらなというふうにご考えております。

ただ、現時点では、具体的にこういったものをするということはまだ決まっていない状態でございます。

○委員長（池田忠史君）

才脇委員。

○委員（才脇明美君）

才脇です。

大きなことはできないとおっしゃっています。これ基金を積み立てて大きなお金になったら、例えばどういうことをしようかなと具体的に決まっておられますか。具体的に決まっていない。

そしたらね、私たちが前に提言した、繰り

返すようですけど、生ごみ処理の。これ環境施策でとてもいいことだと思うんですね。またこれも考えていただいたらいいと思います。期待します。

○委員長（池田忠史君）

ほか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

この環境基金条例で扱ってる新聞、資源の紙と廃食油ね、これちょっと前言いましてけど、これをやってる自治体は非常に少ない。なおかつやってることに対してうちやっていますみたいなPRするぐらい、これは自治体としてもとても集めるのが難しい事業です。廃食油を。

豊能町は、やっぱり20年近くやってきたってことで、今回この条例ってことを、住民、この後ね、協力がないと溜っていかないと思いますよね。住民の協力に向けて、今回どういう形を考えているのかお尋ねします。

PRの仕方かな。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課、中井です。

以前もですね、委員のほうからいろいろと御指摘等いただきまして、今現在ですね、広報とよののほうに毎月のごみの収集のカレンダーを載せさせていただいてるんですけども、そのところにですね、1キロ当たり30円の収入につながりますとかという形で、PRのほうをさせていただいているところでございます。

ですので、そういった形で広く住民の方々にPRのほうをこれからもししていければというふうにも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これから賛否を問うわけであれだけ、もしこの基金条例通ったら、本当に自信持って堂々と住民のほうに知らせてほしい。お願いします。要望です。

○委員長（池田忠史君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

すいません。中川です。

今、中井課長のほうから答弁の中であったこの廃食油の単価いうか金額ですけども、キロ当たり30円っておっしゃってましたんですけども、私以前なんか、1リッター当たり30円というふうに控えてんねんけど、どっちが正しいんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課、中井です。

キロとリッターですので、厳密に言いますと油ですので、1リットル＝1キロにはならないと思うんですけども、ただ、業者のほうから出てきております見積りですと、1キログラム当たりという形で見積りはいただいています。

○委員長（池田忠史君）

ほかに。

はい、西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

1キログラム30円ぐらいをちょっとPRしてしまうと一個怖いなって思うのが、1キロで30円しかならへんねやったら、うち250しか出えへんから何十円かって思って、面倒くさいしやめちゃおうとかいう声とか出てこへんか心配になったんですけど、どのようにお考えになりますか。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課、中井です。

そもそもですね、こちらのほうは元々無料といえますか、業者のほうからいわゆる還元金という形で入ってくるのは何もない状態だったんですけれども、過去の廃食油の需要ですかね、S A Fとかそういった形で、廃食油から航空機の燃料がつくれるとかそういうふうな形で、廃食油に対しての見直しているというのが全国的にも広がってきている状態でございます。

その中で廃食油も有効に、町の収入につながることはできないかということで、秋元委員のほうからちょっと御意見をいただきまして、そのことがきっかけで、いわゆる廃食油に対しても町の収入につながるような形での対応とさせていただいたところでございます。

ですので、できるだけですね、今、委員おっしゃったようなことにならないように、少しでも町の収入にもつながりますし、環境にも優しいということをP Rしていければと思っております。

○委員長（池田忠史君）

これ、例えばですけど、今おっしゃったみたいな航空機の燃料になりますよみたいなとかのアピールはしないんですか。

いや、今後ね、集める方法の中に、ただ廃食油集めてますっていうだけじゃなくて、例えばこれを集めることによって航空燃料になりますよとか、例えばですよ、油捨てる場合いろんな捨て方がありますが、キッチンペーパー吸わしてとか、あと固めるやつとかいろいろありますが、それを使ったら何円かかるけど、それがかかりませんよみたいなアピールとかで、ちょっとでも集める方法として、いろんな考え方でアピールしていく方法あると思うんですけど、そういったことは、今後はしていく予定はあるんですか。どんな感じですかね。

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

環境課、中井です。

P Rの仕方につきましては、いろいろと今後検討させていただければと思います。

ただ、おっしゃいましたS A Fなんですけれども、確かに航空機の燃料として再利用していくという形のところもあるんですけれども、豊能町のほうが以前から回収をしていただいております業者のほうですね、S A Fではなくて、いわゆる飼料ですね、家畜に与える餌ですね、飼料に利用するですとか、あと洗剤ですね、洗剤のほうに転用するような形のそういった処理といえますか、リサイクルをされている業者でございまして、今のところですね、豊能町のほうで回収していただいた廃食油がS A Fになるということは今ないんですけれども、ただ広く一般の意味としてはS A Fとして利用できるということもP Rはしていければと思います。

○委員長（池田忠史君）

これはお願いなので、いろんな広報の仕方があると思いますということだけですんでね。よろしくをお願いします

ほかございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に第7号議案、豊能町職員旅費条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

おはようございます。広報職員課、奥です。

それでは第7号議案、豊能町職員旅費条例改正の件について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書の30ページから36ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、国家公務員等の旅費制度の見直しが行われたことに伴い、国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容に準じて改正を行うものです。

条例の主な改正内容について御説明させていただきます。

第3条で、旅行役務提供契約に基づく費用について、旅行を役務提供者に旅費として支払うことができる規定を追加しています。

次に第11条から第14条に規定する鉄道賃や船賃、航空賃といった旅費の種類の条文について、現状に合った整理を行うものです。

次に第15条で、宿泊費を従来の全国一律の定額制から都道府県単位の地域別の額を上限とする実費制とし、地域別の額については、規則委任とするものです。

次に第16条で移動と宿泊に要する費用が一体となった費用を包括宿泊費として、旅費の種類の一つとして新設するものです。

次に第25条で、出張者はこの条例及び規則の規定に違反したときは、受領した旅費を返納させる規定を追加するものです。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

経過措置として、施行日以前の出張命令に基づく旅費は、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

この宿泊費の見直しということで、都道府県単位の地域別の額ということで、これも全員協議会のほうでこれ聞かしていただいたら、出張先の地域によってそれぞれ異なるというふうなことだったかと思えますけども、今回のこの条例改正で、そういった意味で地域ごとの金額がきちっとこう分かれてくるということなんですけども、現状の形でいきますと例えば、やっぱりその地域によってはいろいろ価格が違ってくるかあるんですけども、現状の何か出張等で、そういう何か実際の金額と実際のこの手当が出る金額との差があって困ったみたいなことは、実際あったんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今の御質問なんですけれども、そもそも出張として宿泊を伴うものが、一般職に関してはほぼない現状ではあるんですけども、例えば特別職が、泊りでの出張というのは年に何回かあるとは聞いてます。大体、出張先は東京になるんですけども、特に日本国内でも東京の宿泊費というのは、ここ近年高騰しておりまして、現状の条例の単価ですとなかなか、出張先の会場となるようなところから大分離れたところでないと、定額内での宿がとれないというのは聞いておりますので、今回都道府県によってメリハリがつかますので、東京のほうは、一番高くはなるんですけど

も、そういった意味では出張するときに出張先の会場の至近距離といいますか、ある程度近いところで宿がとれるようになるのではないかなと思います。

○委員長（池田忠史君）

関連でちょっと確認させてもらいたいんですけど、ホテルの料金ってシーズンとか、あと今やったら、インバウンドで上がってたけどちょっとインバウンドが落ちついてきたから下がってとかっていう状況で、いろんな値段の変化が結構激しいんですけども、その辺、どこを基準にする感じなんですかね。都道府県別と言いながら。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今回の改正に伴いまして、規則委任しているこの都道府県ごとの単価になるんですけども、これは国家公務員のほうで、恐らく今後もまた見直しが行われることになると思うんですけども、その辺で余りにもその現状とかかけ離れたら、また見直しが一定行われると思いますけれども、それに準じて設定をしておりますけれども、これあくまで上限額でするので、例えば東京で1万9,000円が上限になってるんですけども、これより安い宿がとれたら、それが実際の支払い額になりますし、あくまで目安みたいな感じになっております。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

次、包括宿泊費の新設とありまして、移動と宿泊に要する費用が一体となったという部分、そういうふうな内容というふうになってますけども、これって旅行会社なんかが企画してるようなツアーみたいな、ああいうふうなものと考えておいたらいいいんですか。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

委員おっしゃるように旅行会社が提供するパック旅行みたいなものがあるんですけども、例えば新幹線往復と宿がセットになった商品ですね、これで買ったほうが、それぞれの交通費と宿を別々で予約とかするよりも安価である場合、こういう買い方も認めるということになっております。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

はい。西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

今から聞こう思ってたことが、先ほどのちょっと意見の中で答えが出てしまってたんで確認という形にはなってしまうんですけど、国の改正に合わせたっていうのは分かるんですけど宿泊費の高騰とか、数年前から分かっていたことで、もっと早急に柔軟な運用、パックスツアーの利用とか始めてたら、これまで支払ってきた旅費の無駄とか抑えられたんじゃないかなって聞こうと思ってたんですけど、これ該当する人って年に数回だけやったからそこまで急いでやらなかったっていうことで大丈夫ですか。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

国のほうでも、長らくこの旅費の改正っていうのが行われてきてなくて、近年の宿泊費の高騰であるとか、あと現状に合っていない部分をちょっと細かいところですね、見直すのがありまして、今回、それに準じて各市町村とかも改正してるわけなんですけれども、確かに副委員長おっしゃるように、無駄がなかったかということ、例えば、宿泊費も一律定額

制でしたので、実際の宿はそれより安くとれてたとしても、定額なのでその額を出しているという意味では、その部分は多少多めに出たということはあると思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今回これ改正することによって、今のお話ですと大分宿やら何やら高騰しちゃってるんで、前東京だったらこの辺だったのが、こう変わることによってここまで近くなりますということは、もし分かるならば教えていただきたい。

例えば八王子に泊まったとかね、高尾のほう行ってたとかっていうんだったら、ちょっとこれ大変だなと思いますので、参考までに教えてください

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

具体的に高いがためにどこまで値段下げて、どの辺の距離、遠くまでっていうのが、余りちょっとデータで持ち合わせておりませんので。そうですね、今まで1万1,000円が定額やったんですけれども、恐らく東京の都心、それ今調べたらある程度の相場は分かるかと思うんですけれども、今ちょっと現在1万1,000円でどの範囲で東京で泊まれるかという情報は持ち合わせておりません。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

度々ね、出張があって、そして、何か話聞くと大変だったんだなっていうのを思い出したんでね、参考までに、今まではちょっと、はるかあっちのほうに泊まったのが、今度

これによって近くなりますというところを知りたかっただけですが、そういうデータはあんまり必要はないってことですね。そこだけ確認します。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

そうですね、過去何年かの宿泊を伴う出張で出張者がどの辺に泊まったというようなデータの集約とかは、ちょっと人事担当課では、集約しておりませんので。ちょっと不明です。

○委員長（池田忠史君）

それって、例えばですけど、超えてる分は個人の持ち出しでとかっていうことですよ、多分。その場合は、上限までだけ出してもらったあと残りはもう全て、今まではずっとほぼやってたってことですよ。

今、先日ちょっと東京のホテルの話がありまして、もう安いビジネスホテル素泊まりでも1万円超えると。そういうお話をちょっと聞きまして、もう安いホテルでも2万円は普通にするって言うてるんで、結構この金額でも結構しんどいかなっていうのは、聞いてて思いましたが、上限幾らでも出せるっていうわけでもないのと、あと、物価その他もろもろで上がったり下がったりするところもありますので、申し訳ないですけどちょっと一部は出していただいてというような感じかな。

ちょっと私から1点、宿泊手当、食卓料から宿泊手当に変わってまして、これは日当と食卓料合わせて宿泊手当という形に変わるっていうことの理解でよろしいですか。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

委員長おっしゃるように、食卓料と日当が

合わさって宿泊手当ということになっておるんですけれども、事実上この食卓費というのが、船と航空機で夜を過ごしたときに、食事代として支給されるというものでして、恐らく過去30年1回も多分支出はないやろうと思います。食卓料に関しては。日当に関しては宿泊を伴う出張をした場合に、雑費として支給されるものなんですけれども、これは一定、支給は宿泊を伴う場合はございます。

今回日当と食卓料を合わせて、事実上ほとんど食卓料が発生しないということも考慮してたと思うんですけれども、これを統合して新たに宿泊手当とするものですが、宿泊手当に関しても、例えばこれ豊能町独自なんですけれども、大阪府内に宿泊するような出張は、宿泊手当は支給しないと。近過ぎる場合ですね。あと、近隣の京阪神地区ですね、ある程度大阪と面しているようなところも宿泊手当は支給されないことになっておりますが、それ以外の地域は、宿泊手当が支給されるようになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございますか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に第8号議案、町長等の損害賠償責任の

一部の免責に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

それでは第8号議案、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて御説明します。

議案書の37ページと38ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、この条例が引用する同法及び同法施行例の条が移動したことによる条ずれを解消するために改正を行うものです。

条ずれの箇所は、概要資料にあるとおりで、この条例そのものの内容に改正はありません。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日、すなわち令和8年9月24日となりますが、その日から施行するものです。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

それではちょっと確認のほうだけ。

これは本法律の条文番号の変更に伴う整理であって、現在進行中の事案とかに影響を与えるような実質的な変更ではないという認識で大丈夫でしょうか。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

はい、おっしゃるように概要説明とかにもありますけれども、元々あった条が、例えば第243条の2の7第1項というのが、第243条の2の8第1項みたいに、条文が引っ越しというか、スライドするだけですので、内容等に影響を与えるものではございません。

○委員長（池田忠史君）

よろしいですか。

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に第9号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

おはようございます。総務課、田中です。

それでは第9号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の39ページから41ページ並びに概要説明資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

それでは着座にて説明いたします。

本件の提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するものです。

概要説明資料に基づきまして説明いたします。

今回の改正内容について御説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償につきましては、損害補償の基準を定める政令に従い、各市町村が条例で補償額を定めて、それに基づく補償を行うこととなっております。

今般、この基準政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改定が行われたため、消防団員等の損害補償に係る基礎額、これ日額になりますけれども、それから消防作業従事者等の基礎額の最低額、最高額及び扶養に係る基礎額の加算額につきまして政令に合わせてそれぞれ増額改定を行うものです。

改定額につきましては、説明資料に記載のとおり、国の基準改定に伴いまして、階級ごとに勤務年数に応じて、補償基礎額を引き上げるというものでございます。

附則といたしまして条例の施行時期は令和8年4月1日からとなります。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

今回のこの改定の前にちょっとお伺いしたいんですけども、これは結局、この消防団員ですね、消防団員の方が消防団の活動中に怪我とか何かされて、結局、いわゆる自分が本来行っている仕事というか、会社勤めとかしちゃったらそういうところに行けないとかいうふうなことになった場合に、1日当たりこんだけの補償額を出しますよというそういうふうな条例と考えとってよかったですかね、まずは。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

委員おっしゃるとおりでございまして、活動中にですね、例えばやけどを負って仕事に行けなくなったといった場合に、その休業に対する補償というようなことになっております。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

その上で伺いたいんですけども、金額のアップの差が、結構、この例えば20年以上というふうなところを見ると団長とか副団長の方の場合、なんぼ上ってるのかなこれ。500円かな。

そうか、ちょっと私勘違いしてます。ちょっとすいません。質問取りやめます。

○委員長（池田忠史君）

ほかに。

ございませんか。

私から。これ各階級ありますけれども、その年の任命されてる階級の補償っていうことですよね。だから、例えばですけど、団員が少なくて分団長までやってまた団員に戻ってとかっていう繰り返しの団とかも結構ありますけど、分団長じゃなくて、普通に団員に戻った人は団員という扱いのところの補償っていうことですよ。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

そうですね、その時の階級に応じた補償となりますので、過去に分団長されてて、現在は団員ということであれば、団員のところの階級の年数はその方の、それまでの年数加算しますけども、階級につきましてはそのと

きの階級を見るということでございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

大丈夫ですか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

さっきちょっと質問取りやめましたけど、それとはまた別な形でお伺いしますけども、この20年以上の方で比較すると、団長とか副団長の方は、公務災害の補償が日額1万5,000円、それから部長、班長及び団員の方が1万1,670円になるというふうな表になっておりますけども、この団長であろうと団員であろうと、実際その方が働いておられるのはサラリーマンとか会社員とかされてるようなことがあるのかなと思いますけども、その方が会社を結局何か災害によって、仕事行けなくなったときの補償というふうになるのであれば、ある意味その団長であろうと団員であろうとあんまり私は変わらないのかなと思うので、額が開いてるのがどうなのかなと思ったりもしたんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

この補償基礎額につきましては、国の政令で定めておるというところを引用してということ为先ほど御説明させてもらったんですけども、その政令の考え方につきましても、団員の場合と団長の場合と、あるいはその勤務年数によってですね、決定されているというところです。なので、確かにおっしゃるとおり活動してて、その時のね、やけどを負った時、団員であろうと団長であろうとそれ関係ないということは確かにあるかとは思いますが、政令の考え方がこういうちょっと、勤務年数と階級で決定されてるというところ

ころでございますので、そこはそのまま使わせてもらってるところになります。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に第11号議案、豊能町都市公園条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

おはようございます。建設課の吉澤です。

それでは、第11号議案、豊能町都市公園条例改正の件につきまして、着座にて御説明させていただきます。失礼します。

議案書の52ページを御覧ください。

豊能町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、都市公園内に占用する際の占用料に関し、豊能町行政財産使用料条例に準じていましたが、本条例で定めるため所要の改正を行うものです。

それでは本条例の内容について御説明いたします。新旧対照表、議案書及び概要書を御覧ください。

初めのところの部分では、新たに占用料の条例項目を入れますので、その場合の条例のずれとかを訂正するような内容になっており

ます。

13条に占用料として、占用する際の許可を受ける条件とか、認めた場合に占用料を納める内容のことを記載しております。

なお附則として、公布の日から施行とします。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

才協委員。

○委員（才協明美君）

現在、都市公園の占用許可の実績は分かりますでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

令和7年度、今年度の占用料の収入見込みとしては120万ぐらいです。令和6年度は、136万8,000円ほど収入として入っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

すいません。件数にしますと、電柱1本とか、そういうふうになってきて、かなり多くなりますので、すいませんちょっと手元に資料ないんですが、関西電力さんとか通信関係の会社のほうから大体6社ぐらい申請がありまして、その分の収益になっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、才協委員。

○委員（才協明美君）

これは自動販売機とかも含むんですかね。自動販売機はまた別。ちょっと分からないで

すけど、私もちょっとね。

今回公園の占用料について、道路占用料条例を準用するっていう形になっていますよね。公園と道路では施設の性格も異なる部分があると思うんですけど、今回なぜこのような準用するということになったのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

すいません。今、公園のほうの占用料で自動販売機はありませんので、いただいてないです。基本的に電柱とかそういったものになっています。

公園の占用料を道路占用料に準じているのは、道路と緑地や公園が近接してます。そこに関電さんとかの電柱とかもありまして、電柱に這わしてる電線なんかも、道路から公園や緑地を経由して、御家庭のところについていうふうになってますので、金額を変えてしまうと混乱しますので、同じような条件下ですから、そのところを準用して今までやっておりました。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才脇委員。

○委員（才脇明美君）

その分は理解しました。

13条ではね、占用料について特別な理由がある場合には分割して納付することができるかとされていますけど、どのようなケースを想定しておられるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

一度の申請のときに、かなりの量で申請されて、本数とか料金がかかなり高額になった場合、分納をすることができるというふうな想

定でこのような文言を入れております。

道路の占用のところにも書いてますので、それと同じような文言に合わせているところ

です。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

公園緑地の中に、例えば地域で清掃するような清掃用具、ほうきとかが入ってる小屋ありますんですけども、ああいうのっていうのもこういうのにひっかかってくるんですか。占用するというふうなことに。

○委員長（池田忠史君）

暫時休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

すいません。

そしたらちょっと別な質問させてもらいます。

何年か前、4年か5年ぐらい前かな、能勢電アートいうて何かイベントがありました。東ときわ台の5丁目の辺りの公園に大きな電信柱みたいなものを横たえてるような、置物があったんですけども、ああいうのも一応この公園の占用というようなことに該当することになるのかなと思ったりもするんですけども、ああいうようなものを置く場合でも、そのお金が発生するというようなことになってしまうことになるのかどうか、その辺りちょっとお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

基本的には、公園内、緑地内に構築物を置
くとか設置する場合には、占用料の対象にな
りますからいただかないといけません。

ただ、減免申請ということで、出していた
だいてその趣旨がこちらの規定に当てはまれ
ば、減免という形で無償であったり減額であ
ったりという対応をさせていただいています。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

キッチンカーとかは、占用料とかじゃない
んですか。

○委員長（池田忠史君）

はい。吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

キッチンカーも置かれると実際は占用料の
対象になりますが、イベントで一時使用とい
う形でされていることが大半ですので、その
際はいただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これ今回わざわざ行政財産の使用料から変
えてますよね、こっちのほうに。それって前
回利用者の利便性を考えたっていうふうな説
明があったんですけど、ちょっとそこを詳しく。
何もそのままでいいじゃないかっていう気
持ちもあるし、何かこう動かしたほうがより
便利、便利って変な言い方ですね、利便性が
あるんですっていうところをちょっと御説明く
ださい。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

近隣のところでですね、使用料、占用料の
条例を制定しているところは、行政財産使用
料条例以外に、それぞれの目的のある条例の
項目の中に盛り込んでおられます。箕面市も
池田市もそうです。公園条例の中に、公園の
使用料と公園占用の際の占用料の項目が入っ
ております。

豊能町のほうは道路のほうには書いてます
けども、同じような条件下で公園のほうにも
設置してますので、業者さんの方にも見てい
ただいて分かりやすいようにということで、
道路だけではなく公園のほうの条例の中に盛
り込むことによって、分かりやすいようにと
いうことで、今回条例の中に入れさせていた
だいたところですよ。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

しつこいんですけど、この前の全協で規
制緩和ありましたでしょ。道路沿い、そして
公園の付近、それで私これ、そういうことを
していくから、キッチンカーも公園で、将来
のことね、今後のことを考えてそういうリン
クされてるのかなと思ってちょっと聞いたん
ですけど、ちょっと違いましたね。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

用途変更の関係の規制緩和の分とは、特に
リンクはさせておりません。

確かに公園とか緑地とかも、その沿道沿い
にありますけども、それとは別で今まであっ
たものをきちっと分かりやすくしようという
ことで、条例の中に盛り込んだというところ
ですよ。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

さっきの説明によると、近隣自治体がこういうふうに分かれてますという形だからそれに準じてって感じなんですけど、今までこれで何か不便なんかあったんですかね。それとも何かトラブルとか、見落としがあったとか。そういうことじゃなくて、やっぱり客観的に考えてこのように分けておいたほうがいいなということで、今回こういう形をとったというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

特に通常置かれてる業者さんとかにトラブルがあったというのはないんですけども、今後、ほかに占用する方とかがいらっしゃった場合に、提示するのに分かりやすくしたほうがいいのかということで、今回盛り込みさせていただきました。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

令和6年度から令和7年度で43万円減少してますよね。この43万って何が撤退して減額したとかそういうのは把握されてるんですか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

すいません。令和7年度の金額はまだ見込みですので、ひょっとするともうちょっと増えてくるかもしれません。

減額っていうのは、やはり電線等が老朽化して付け替え、あるいは廃止、そういったことをそういう業者さんがされますので、その際に本数が減ったりすると減収になる場合が

出てきます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

電線とかがもしも減っちゃった場合って、豊能町の住民の方とかが困るってことはあったりしますか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。すいません。

先ほどの説明不足でした。電線というよりも、ケーブルテレビとかが配備されてたのが、ネット環境がよくなってきましたんで、そちらへ移行されてますので、線の本数が減ったりとかなってますんで、反対に通信網がよくなってるので住民さんにはよくなっているのかなとは思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

私から1点よろしいですか。

今回、行政財産使用料条例から、公園の部分を外に出したって言ったら変ですけど、そういうようなイメージなんですけど、これ建設課だけじゃないかもしれないですけど、この中に、いろんなものが含まれてる中で、単独で今後外に出すという言い方はどうなんかなんですけど、分けるっていうようなものがまだ中に含まれてる可能性はあるんですか。

ちょっとこれ全般的な話になるから、ちょっとここじゃあれなのかもしれないですけど。

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

今回、公園のほうに取り出して入れてるわけではなく、公園条例の中にも盛り込んでるっていうだけですので、そもそも行政財産使

用料条例のほうを見に行っているというよう
な形になってます。

ですので、行政財産使用料条例もそのまま
生きた状況になってますし、ほかのところの
部分の内容では、特出しするような部分とい
うのは、今のところないと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛
成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決さ
れました。

次に第12号議案、豊能町都市計画審議会条
例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課の吉澤です。

それでは、第12号議案、豊能町都市計画審
議会条例改正の件につきまして、着座にて御
説明させていただきます。失礼します。

議案書の54ページを御覧ください。

豊能町都市計画審議会条例の一部を改正す
る条例を次のように定めるものです。

提案理由は、町長が任命する都市計画審議
会委員について、所要の改正を行うものです。

それでは本条例の内容について御説明いた
します。新旧対照表、議案書及び概要書を御

覧ください。

第2条第2項第3号中、「関係行政機関の
職員」を「関係行政機関の委員又は職員」に
改めるものです。第2条第2項第3号に掲げ
るものを規則で定め任命していますが、規則
該当者と条例の文言にそごがあるため改正し
ます。

本町においては、関係行政機関の委員を任
命していますが、近隣自治体では、関係行政
機関の委員以外に、都道府県の関連部署の職
員も任命しているところではあります。

なお、附則として公布の日から施行としま
す。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう
お願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

今回のこの条例の改正という部分は、先ほ
ど説明あったとおり、「関係行政機関の職員」
を、「関係行政機関の委員又は職員」に変え
るというふうな説明でございましたけども、
今回、都市計画審議会については、こういう
ふうな形にされてるようですが、この都
市計画審議会以外の審議会などの場合は、こ
ういうふうなことは、変更とか必要はないん
でしょうか。その辺りお伺いしたいと思い。

○委員長（池田忠史君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。総務部、入江です。

先ほど中川委員さんの質問なんですけど、そ
れぞれの審議会ですが、その辺の内容と審議
事項によってその選出委員さんとか状況は変
わると思いますので、今ここでそれ以外のこ
とを聞かれましても、ちょっとお答えはしか

ねるという状況でございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございますか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

「関係行政機関の職員」を「委員又は職員」
ってなってるけど、具体的にちょっとどうい
うことを言わんとしてるか理解できなくて。
例えば、こういう方のこういう例ですって
いうのがあったら教えていただきたいんです。

関係行政機関がそもそもどうい
うことを言
ってるかもよく分からないんで。例えばこ
うですっていう例をちょっと出していただけ
ますか。

それによってこの中身は、審議会の中身が
より深くなるんだとかっていう、多分そう
いう意味かと思うんですけども、お願いします。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課の吉澤です。

今ですね、関係行政機関として、豊能町の
都市計画審議会のほうは、教育委員会と農業
委員会と監査委員さんに出ています。その方々というの
は、どちらも行政機
関の委員さんであって職員ではありません。

条例上では、行政機関の職員となってます
ので、そこでそごが出てます。要は規則で選
出している委員さんというのはそこまで細か
く書いてるんですけども、条例と規則で選出
している委員さんに合致してませんので、そ
れで条例のほうを改正させていただこうと。
ただ、委員さんだけではなくって、池田市さ
んとか箕面市さんでしたら、行政機関、大阪
府の関連機関の職員さんにも出られています。
例えば、池田土木事務所の職員の方、あるいは農業関係の大阪北部の農と緑つ

ていう事務所があるんですが、その職員の
方に出てもらったりとか、そういうふうな組
織構成になってるところもありますので、そ
こに合わせて、委員だけではなく職員という
文言を入れさせていただいたというところ
です。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

条例に合っていないこととしてたつてこと。
そういうふうにとってしまったんだけど、そ
うじゃないのかな。いいですよ、よりいいほう
に向かうならいいんだけど、今の説明聞くと、
そういうことだったのかなあとってしまっ
たんですけども、よりいいほうに向かおうと
してるってということで、もう一遍説明お願
いします。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい、建設課の吉澤です。

すいません。御指摘のとおりでございま
し、委員の選出をする場合、条例を本来見な
いといけないんですが、規則のほうで委員さ
んの選定をして、町長のほうで任命してい
たいて会議のほうもっていたというのが今ま
での経過です。

それをきちんと正しくしてやっていこう
ということで、文言のそごがあるところを改
正させていただこうというところです。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に15号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて(関係部分のみ)を議題といたします。

まず初めにですけどもお諮りいたします。提案理由の説明については、本会議初日に行っていたいておりますので、本委員会では省略し、質疑から始めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

異議なしと認めます。

なお、質疑についてはフォルダー内に掲載の振り分け一覧を確認の上行ってください。

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

今回のこの計画書の14ページをお願いいたします。この14ページの上のほうに目標値書かれてありまして、社会増減がゼロ以上、転入者と転出者と比べたら、転入者のほうが多いというようなそういうふうな数値で、目標値が基準値として令和6年度がマイナス128人かな、それに対して令和12年度の目標値がプラスゼロ人ということで、これ確認だけはしておきたいんですけども、社会増減がゼロ以上というようなことなので、自然減といえますか、亡くなる方はここには含まれてないというふうなことでよろしいんですね。

○委員長(池田忠史君)

山内総合政策課長。

○総合政策課長(山内 拓君)

おはようございます。総合政策課、山内です。

中川委員おっしゃるとおりです。

転入者と転出者を比べた場合、令和12年の目標値がプラスマイナスゼロ人ということに設定しております。

○委員長(池田忠史君)

中川委員。

○委員(中川敦司君)

同じところでもう一つ質問ですけども、亡くなった方は含まれない。そしたら、新しく子どもさんが生まれる、そういった数字も含んでここには入らないというふうに考えておいたらいいんですか。

○委員長(池田忠史君)

山内総合政策課長。

○総合政策課長(山内 拓君)

はい。総合政策課、山内です。

こちらのほうも中川委員おっしゃるとおり入っておりません。

増減としては、入っていないということで転入と転出に関してのプラスマイナスゼロということになります。

以上です。

○委員長(池田忠史君)

はい、中川委員。

○委員(中川敦司君)

次、17ページをお願いいたします。

17ページ、このページの真ん中の辺りですかね、目標値が書いてございます。この中のほ場整備の面積というのがありまして、令和6年度の基準値が132.6ヘクタールに対して目標値が165.6ヘクタールということで、これ今現在、この目標値というのは、牧地区と高山地区でほ場整備等をやっておりますが、これらが全て済んだらこの数値になるというような感じで考えておられるんですか。その

辺りよろしくをお願いします。

○委員長（池田忠史君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

中川委員の質問ですが、そのとおりでございます。牧と高山が完成したら、この面積にいうところでカウントさせていただいてます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

次、22ページをお願いします。

ここにもまた目標値がございまして、目標のほうは、道路舗装を修繕計画書に基づいた舗装修繕率ということで、これ現在の基準値令和6年度でいくと35.9%が、令和12年度については目標値96.5%、ほぼ100%に近づくというような形になるんですけども、これについては結構もう本当に100%に近いような数字まで持っていこうとされてますけど、これは実際何とか達成できそうな感じなんです。今からの数年間で、達成していくことになりますけども、この辺り大丈夫というふうに考えてこの数値を上げていただいているのかな。

その辺りお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

補助とか予算の規模にもよりますが、目標としてその数値までやっていきたいなという思いで記載しております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

41ページの12章は対象だったかな。その対策の中に、今後、豊能町地球温暖化対策実行計画をつくられるようなんだけど、最後のほうにあります再生可能エネルギー設備の導入件数1件でありますね。これ具体的にどういうことを想定したらいいのかなあと。太陽光発電なのか何なのか、ちょっとその辺りだけ。町としてどんなことを想定されてこの一文が入ってるのかお尋ねします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

41ページの再生可能エネルギー設備の導入件数、令和6年ゼロ件で、目標値令和12年度1件となっております。

こちらは公共施設再編整備、今しております、その中で太陽光発電が導入できればいいなというところで記載をさせていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

その関連なんですけど、太陽光。これ1件、12年目標で1件というのはちょっと少ない。ちょっと消極的なのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山口です。

この目標値につきましては、目標値になっておりますので、もし今後施設整備していく上でここも太陽光発電であるとか再生可能エネルギーが設置可能というところがあれば、設置はしていきたいと考えておりますが、費用対効果のこともありますので、目標値とし

ては1件というところで表示のほうさせていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

これは再生エネルギー、太陽光発電に限るんですか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今ここで表示させていただいてる1件については、太陽光発電を想定して1件ということにしておりますので、今後、令和12年までにいろんな手法があるかと思っておりますのでそれも含めて検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、才協委員。

○委員（才協明美君）

東地区の公共施設再編のお話のときに、大西政策監がおっしゃってたと思うんですけど、何かペラペラの太陽光発電、そういうのを使うんですかね。それか今までの重たい太陽光パネル、廃棄処分に困る。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

東地区の公共施設再編整備のほうでは、屋根と一体化したような太陽光の説明させていただいたんですけども、そちらについては発電量であるとか、もし破損した場合の取替えの費用であるとか、維持管理のほうも含めて検討しないといけないと思っておりますので、この1件というのは東地区の公共施設再編に限った1件ではなくて、広く公共施設に関して設置できないかというところで検討

はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

国の補助が4分の3から3分の2出るんですよね。上限10億とか書いてましたけど、調べたらね。だから、どんどん使ったらいいんじゃないですか。太陽光パネルじゃないですよ。再生エネルギーとして。再生エネルギーにおいて、何か小水力発電とかあるそうです。ちょっと調べたらね、余野川とかもありますし、中山間地帯ですから、川があるからね。そういうことも含めて、また検討いただいたらと思います。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

公共施設再編整備もそうですけれども、これから町が施設整備していくときには、国の補助金とか、また、設置する箇所によってはまたいろんな補助金と考えられると思いますので、整備していく中で広く補助金等のメニューは考えて費用対効果、町の財政負担も考えて決めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ちょっとだけ関連で。

すいません、設備の導入件数っていう形の表記になってますけど、規模感は。変な話、太陽光パネルこんな小さいの1個作っても設備って言ったら設備ですよ。その辺の規模感ってどんな感じのイメージなんですか。

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

この設備については、ちょっとイメージは今のところはできてないですけども、太陽

光パネル、太陽光発電、再生可能エネルギーの導入というところで考えていきたいと思っております、その規模がどれぐらいの電力を賄うのが、この設置設備なのかっていうところも、今の段階ではちょっと考えてない状況になります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

この項目を書いておけば、今後未来の技術が出て何かあったときでもいろいろ補助金として補えるっていう、国のほうにこういうところが書いてあるから、この件に関しても補助金申請できますよということですよ。

あくまでもここに書かれてるのは具体的な計画があるわけではなく、本来であれば、豊能町がする全てのことを認めてくださいよですけど、それじゃ駄目なんで一応ありそうな未来の事業とか、こういうことももしかしたらするかもしれませんよね。したときにこの計画にないと補助金出てきませんよねっていうところを網羅しているという理解でよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

永並議長おっしゃるとおりでございます。この計画に入っていないと国の補助であるとか過疎債の借入れするときの条件にもなりますし、ここに表示しておれば国の補助金についても、かさ上げを受けれる場合がありますので、そういったところで広くとれるような形で、こちらの事業計画のほうは作成をしております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

だから我々のほうはこの計画で、近未来こういう技術が入るんじゃないか、こういうところも入れといたほうがいいんじゃないかっていうところが想定できれば、そこら辺を確認すればいいということですよね。

例えばA I のことが余り触れられてないんですけど、自治体によってはA I を使って窓口を簡素化するとか、そういった対応もとられているところありますけどそれも、今ここに書かれている文言の中で網羅できると考えてよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

永並議長おっしゃるとおり、広く具体的な事業というのはなかなか書けてない部分があるんですけども、これから豊能町が過疎を脱却するところで令和12年にかけて行っていく事業を広くとれるような形で表示のほうをさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今の質問続きになるんですけども、例えば、戸知山のところでね、堆肥化の設備を提案させてもらったけど、それなんかも今のところに入るのかな。入らないのかな。ちょっとそこら辺を確認したいっていう意味で質問だったんですけど。それが1点ですけど、それと例えば戸知山のところ何かで活用しようとした場合に、具体的にこれが決まらなと駄目なのか、それともこの辺りのところでうまくいけるんじゃないかっていう箇所があったら、例えば18ページの森林整備事業はちょっと当てはまらないだろうなと思って見てるんです

けども。

それともう1点、道の駅でしたらどの文章で対応できるのか。

以上3点お尋ねします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

ちょっとし尿の部分については、ちょっとお待ちください。

すいません。24ページ第6章の生活環境の整備というところで、（4）番ですね、し尿及びごみ処理施設等の整備というところで読み取れるかなと思っております。

事業計画のほうでは、ごみ収集資源化事業というところがあるが、その堆肥化の部分に当たるのかなと思っております。

あと、戸知山の部分につきましては、第2章の移住・定住・地域間交流の促進であるとか、公民連携であるとか、地域の魅力創出事業というところで該当できればいいかなと考えておまして、あと、道の駅の整備につきましては、第3章の産業の振興のところの事業計画で、観光又はレクリエーションというところの憩いの拠点というような事業で、事業を行うときには、起債の関係であるとかそういったところで利用できるかなと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

防災行政無線について、20ページなんですが、地域によってはね、何を言っているか聞き取りにくいっていう声も聞いています。

この状況を把握されてると思うんですけど、今後どのような改善を図っていくのか、お聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

防災行政無線につきまして聞き取りにくいというようなお声についてはですね、把握をしてるところでございます。我々としましては、年1回の定期的なまず点検のほうを実施しておりまして、その際に聞こえ調査というのをさせてもらってまして、もしその時点でちょっと聞こえにくいという状況がありましたら、スピーカーの位置をちょっと若干動かすとかですね、そういったことは対応させてもらっております。

ただ、実際その風が強い日とか、雨がたくさん降ってる日とかっていう時は天候状況によってどうしてもやっぱり聞こえにくいというようなところもありますので、避難行動要支援者名簿に載っておられる方、それからレッドゾーン、イエローゾーンにお住まいの方につきましては戸別受信機ということで、家の中に受信機を設置するような事業もあわせてやっておりますので、全体的なところそういったところで事業を進めながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

事業をやっておりますのでって現在進行形ですか。戸別受信機、それはこういった形で住民さんに知らせるんですか。住民さんは申請するっていう形。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

これは広く住民さんに周知しているという事業ではなくて、その対象者を限定した事業になっております。

先ほど申しました避難行動要支援者名簿と

ということで、介護度とか障害の等級でありますとかそういったことで、毎年その避難行動要支援者名簿というのを調整しておりまして、その方々に対して個別に案内をさせていただいております。毎年させていただいております。あと、申請があったところには、設置をしていってると。案内をして申請があったところについて設置をしていってるといような事業になっております。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

東地区の山間の家とかはどうなってるんですか。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

山間のところですね、例えばレッドゾーン、イエローゾーン、そういった区域にお住まいの方については対象となりますので、そちらにつきましても申請をいただきましたら、設置をしていくというようなところになっております。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

レッドゾーン、イエローゾーンじゃないところ、ただのところがあるじゃないですか。そういった人たちは、どうしたらいいんですか。もうこちらから言っていかな駄目なんです。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

レッドゾーン、イエローゾーンに入っていない区域の場合でしたら、この戸別受信機については、申請の対象にはなってないんです

けども、たんぽぽメールとかですね、そういった別の手段でそういった情報を流させていただいておりますので、そういったところを活用していただくというところかなと思っております。

○委員長（池田忠史君）

あれですもんね。もうそれになると全住民対象になってしまうから、もうそこはさすがにそれ全部に対応するのはなかなか難しいので、ですので全体的に対応できる、そういった防災無線であったりとか、たんぽぽメールであったりというところでの対応ということになっているということですよね。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

37ページをお願いいたします。

この目標についてですけども、自主防災組織件数ということで、基準値、令和6年度9団体で、12年度の目標が14団体ということで、多分全自治会についていうふうな思いで目標値を掲げていただいているのかなと思いますけども、旧村の地域なんかは結構ね、人数も少ないだろうし、高齢化も進んでるだろうし、そういった意味でこの14団体目指すのはちょっと難しいのかなと思ったりもいたしますが、何とかかなりそうですか。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

やはりここはですね、大規模な地震が発生した場合というのを想定してまして、当然自治体も被災するので、全ての要請に対応することは不可能なので、やはりその自助共助という力を上げていきたいなと思ってます。

ただ、この自主防災組織というのは当然義務ではないので、安心のための安全網として地域の中でそういったコミュニティをつくっ

ていくというところかなと思っております。

なので、そこら辺は周知を頑張っていてい
きながらですね、できたらその自助の力を高
めていくために、14自治会全ての自治会にお
いて、こういった組織化していきたいなとい
う目標を掲げております。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

14ページの1の（2）ね、地域間交流の促
進とありますわね。423号沿いと。最後に交
流人口を高めるための核となる拠点施設云々
かんぬんって書いてます。

これは今計画してる東地域の公共施設再編
というところにも活用できるって読んでいい
のかな。

そこだけ確認します。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

秋元委員おっしゃるとおり、東地区の公共
施設再編、その中にもにぎわい施設も設置す
る予定しておりますので、その時に過疎債で
あるとか補助金であるとかそういったところ
に活用できるような形で記入のほうさせてい
ただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ありがとうございます。

その下なんですけどね、これ3行ほど人材
育成のことが書かれてるんですけども、人材
の確保と育成。これ、具体的にどんなことを
考えてこの文章になったかがもう一つよく分
からないので、そういうことかなっていうと
ころの説明をお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

（3）の人材育成の部分につきましては、
具体的にこれからこうしていきますというよ
うなところはないんですけども、これから
公共施設再編であるとか学校跡地の施設管理
とか維持管理していくときには、町も入って
はいくんですけども地元の活動団体の方にも
関わっていただきたいとか、そういったところ
もありましてこういった記載のほうをさせ
ていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

過疎債を期待するってことは、人件費です
か。ちょっとそこがよく分かんないんです。

何でここに過疎債が、どのような期待かな、
盛り込まれてくるかちょっとそこの説明をお
願いします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

（3）の人材育成で2番のところのその対
策なんですけれども、そこの（3）の人材育
成というところがあるんですが、そこで地域
活性化起業人制度であるとか、過疎指定を受
けることによって活用できる国の交付金であ
るとか、そういったところを利用してやって
いきたいというところで記入のほう入れさせ
ていただいております、過疎債のほうも施
設を整備するハードの面もありますし、あと
ソフト面の過疎債も借入れすることができます
ので、そういったところで記載のほうをさせ
ていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

自治会館整備事業について伺います。37ページです。これ公共施設再編との関係になるんですけど、この再編の中で施設の統廃合もありまして、自治会館がなくなるところも出るようなことを聞いているんですけど。そういうところはどうなるんですか、これから。

○委員長（池田忠史君）

自治会館は各自治会にあるんで、なくなることはないと思うんですけど。

○委員（才協明美君）

そういうところがありますよね。

○委員長（池田忠史君）

いや、自治会館はさすがになくならないと思いますけど。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

はい。総務部、入江です。

例えば東地区の公共施設再編で対象となる施設がございますが、そこにですね、例えばふれあい文化センターも集約する対象としてございます。そこはですね、自治会館という位置づけかどうかあれなんですけど自治会のお集まりになってる場所でもあるということは、機能としてありますので、そこはですね今後地元とですね、協議をしていきながら、どうする形がいいのかいうのはちょっと調整をしていきたいということは考えておりますので、それが、自治会館がなくなるという発言はそれを意図でおっしゃっているのかなと理解しておりますが、今後ですね、それは地元と協議をして、どういう形で進めるほうがいいのかという協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

自治会館ではなく集会場と位置づけられると思うんですけど、そのふれあい文化センターがなくなったら地域のコミュニティの場所がなくなるといいましてね、大変不安に思ってる。これ一部のこと言っちゃ駄目ですけど、今日はこういう話じゃないですから。でもそういうことがあったらどうなるのかなと思って聞いただけです。

○委員長（池田忠史君）

はい、才協委員。

○委員（才協明美君）

下水道ストックマネジメント計画に基づき、今後どのような優先順位で更新されていくのか。下水道の件です。

○委員長（池田忠史君）

25ページですね。

はい、吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

下水道の関係につきましては、ストックマネジメント計画というのを立てております。国のほうの指示によって、順次計画を立てて整備を進めろというふうに言われておりますので、まずは管がもうかなり古いので、下水の管を整備するということで、修理とか付け替えとか、そういったものをまずして、それから施設のほうになるかと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

19ページの上にあります産業振興促進事項の中の町内全体の業種の中に、旅館業が入ってんですが、これって吉川とかいう調整区域は無理だって聞いてたんですが、町内全域で考えられるんですかね、これ。そしたらとてもうれしいなと思ってんですが、どんなものでしょう。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

市街化調整区域につきましては、基本的には旅館とか建てられないんですけども、豊能町が独自でつくった提案基準Aっていうのを活用すれば、指定路線の7路線のところであれば、宿泊施設も可能になってきますので、限定的な位置にはなるんですけども、7路線ですと旅館業も可能になってきます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今ね、これは大変かと思うけど是非頑張ってもらいたいと思います。豊能町来たものの泊まる所がなくて、結局皆さん近くで泊まったりなんかしてますので。分かりました。ちょっと期待します。ありがとうございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかございますか。

よろしいですか。

私からちょっと1点だけ。20ページのマイナンバーカード保有率。そうか向こうになるんですね。ごめんなさい。

ほかなければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩をしたいと思います。再開は11時25分といたします。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

それでは第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件につきまして、関係部分に係る提案理由を御説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

御手元の補正予算書の7ページを御覧ください。

第2条といたしまして、繰越明許費の補正でございます。第2表 繰越明許費補正（追加）に記載のとおり、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に8ページを御覧ください。

第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。第3表 債務負担行為補正（変更）に記載のとおり、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、補正予算書9ページを御覧ください。

第4条といたしまして地方債の補正でございます。初めに、第4表 地方債補正の1. 追加でございますが、19. 道路路肩舗装事業債、20. 義務教育学校スクールバス整備事業債、21. 小中一貫校ICTタグ配信サービス機器設置事業債、22. 小中学校情報機器等更新

事業債につきましては、各事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

次に2. 変更でございますが、7. 通学路等交通安全整備事業債、一つ飛びまして、10. 消防団車両更新事業債、12. 通学費補助事業債につきましては、事業費の確定によりまして限度額を減額するものでございます。8の緑地擁壁改修事業債につきましては、国の補助対象外となったため、事業を行わなかったことによりまして地方債の発行を取りやめるものでございます。

それでは今回の歳入歳出の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴います不用額の減額と歳入の補正に伴う財源振替を行っておりますが、それらにつきましては、不用額と財源振替の説明を省略させていただきますので御了承ください。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

補正予算書の17ページ並びに28ページから29ページにございます給与費明細書を御覧ください。

17ページ、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の人件費事業の退職手当でございますが、支給対象者の増により補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

同じく17ページの7. 基金管理事業でございますが、令和7年度普通交付税の再算定によりまして、臨時財政対策債償還基金費で算

定されました普通交付税を町債管理基金へ積み立てるものでございます。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

次に少しページが飛びまして、補正予算書25ページになります。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業でございますが、過年度分の決算額によります負担金額の調整、それから、早期退職者への退職手当分に係る負担金を増額するものでございます。

歳出の説明は以上です。

続いて歳入について御説明いたします。

補正予算書18ページにお戻りください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目9. 電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますけども、基幹系システムの標準化移行につきまして。

失礼しました。13ページです。申し訳ありません。補正予算書13ページの款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援国庫補助金でございますけども、基幹系システムの標準化に係る移行経費について、国庫補助金内示の増額により補正するものです。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

それでは補正予算書の15ページを御覧ください。

こちらは款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正によります財源調整としまして1億8,872万9,000円を減額するものでございます。

次に目4. 退職手当基金繰入金でございま

すが、歳出のところで御説明申し上げました退職手当のうち、繰入金の対象となる退職手当分を補正するものでございます。

最後に16ページを御覧ください。

款22. 町債でございますが、9ページの第4表 地方債補正で御説明申し上げましたとおりでございます。

説明は以上となります。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

才協委員。

○委員（才協明美君）

繰越明許費のところなんですけど、ほ場整備についてちょっとお伺いします。

これは何で繰越してなるのか、ちょっと説明いただけますか。

○委員長（池田忠史君）

大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

都市建設部、大利です。

才協委員からの御質問ですけども、牧地区、高山地区ともに繰越しをさせていただいておりますが、一つにはですね、昨年12月下旬に、国の補正予算が成立したことに伴いまして、追加で交付を受けた事業費がございまして、これについては、12月下旬の成立ということで、今年度中の執行はちょっと実際にはなかなか難しいというところで、来年度、令和8年度に新たに契約する工事の中で、事業費として使っていく予定になってございます。

もう一つが、今年度にですね、契約をいたしました工事の中でですね、ほ場整備ですので、地元さんと工事実際やっているところですね、確認をしたりしながら、変更等も伴いながら事業している中でですね、どうしてもちょっと当初に考えておった工期では賄えなくなったというところで、繰越しをして実施

するものがございます。その二つが主な要因となってございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

このことによって農業者の営農の見通しについてはどう考えておられるんですか。

○委員長（池田忠史君）

大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

はい。都市建設部、大利です。

繰越しに伴いましてですね、現在、工事については、令和8年度の米の作付前にはですね、完了するよというこで進めていただいておりますけども、そちらも含めてですね、牧、高山それぞれ地元の役員会というものをつくっていただいておりますけれども、そちらのほうと情報密に交換しながら実施をしていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

今後のね、これ事業費の増減とか生じる場合があるんですか。

○委員長（池田忠史君）

大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

都市建設部、大利です。

今回、上げております繰越明許費が増減することはございません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

19ページの戸籍事務等窓口業務事業ってありますね。これ説明では送り仮名の。

○委員長（池田忠史君）

それは、総務じゃない。

○委員（秋元美智子君）

じゃ、反対に聞きますわ。歳入のほうで聞きます。歳入のほうで総務のほうに上がってるんだけど、これも駄目なのかな。今の同じ部分が。13ページの国庫のところの1に戸籍に上がってんだけど、これも聞けないのかな。

○委員長（池田忠史君）

内容的には、福祉のほう。

○委員（秋元美智子君）

分かりました。いいです。

○委員長（池田忠史君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

17ページをお願いいたします。

人件費事業で、退職手当ということで、また4,700万円の金額が上がっておりますけども、結構な人数になるのかな。2人か3人かなと思います。人数をまずお伺いしたいなと思います。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今回の補正につきましては、4名分で積算しております。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

4人の方が、今回退職されるということで、あと人数4人が減るようなことになりますけども、今後また来年度、令和8年度、人数が減っていくわけでございますが、何とかやり

繰りはいけそうな感じですか。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

退職される方も当然いらっしゃるんですけども、来年度の新規採用に向けまして、昨年11月と今年の2月に分けて採用試験を行っているところです。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

25ページの公園費についてなんですけど、公園・緑地・街路樹等管理事業について、今回1,442万1,000円の減額に伴い地方債も減額となっております。

今回の減額の理由は何でしょうか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

はい。建設課、吉澤です。

この事業、高額の費用がかかりますので、起債のほうをお願いしてたんですが、その分が国のほうに認められなくて、起債を借りることができなくなったので事業を取りやめたというところです。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

すいません。説明不足でした。

公園緑地の事業に入っておりますが、緑地の擁壁になります。ときわ台の1丁目のところの部分になります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

18ページの電子計算費はオッケーかな。

これは大きな減額になってるけどなぜですかって質問なんですけど。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

こちらの事業につきましては、標準化に対応する業務となっております、これまでも御説明をさせていただいておりましたけども、国の基本方針のほうで移行期限というのが令和7年度末ということで定められておったんですけども、全国的なベンダー側のリソース不足ということが主な要因によりまして、期限内で移行が困難な事態が多数出てきておりまして、本町におきまして一部のシステムを除いて令和7年度内の移行が難しい状況ということになっておりまして、令和8年9月の移行予定で、今、国のほうと調整し承認を得たところでございます。

したがいまして、令和7年度に予定しておりました業務を令和8年度のほうで実施することになりまして、契約変更等による減額分の不用額を減額するというところでございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

才協委員。

○委員（才協明美君）

23ページなんですけれど、農業振興費、獣害被害の補助金のマイナスになってるのは、これだけ獣害被害、獣害被害と言ってるのになぜでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

件数自体は16件、今年既に交付しております。令和6年は24件で、今年が16件でちょっ

と減っているんです。被害は増えてるんですけども、いろんな対策の方法ありまして、ワイヤーメッシュ柵とか言って地域で取り組んでいただいて、資材はもう全部補助金で賄えるやつとかあって、そういうのも使ってるということがあって、個人的に設置されるところが減ってるというところで、被害は出てるんやけども、それとあと今まででもう設置してる所もかなりあります。その補修とかってということで、1件当たりの単価が下がっているということも要因かなと思います。

ちょっと確実なことはちょっと言えないですけど、推測されるところは、そういう1件当たりのところも単価が減っているということと、地域で取り組まれている獣害対策っていうのをやられて、そこまで件数が上がっていないところがあるかと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

17ページの先ほど中川委員が質問された退職金のことなんですが、4名分ってことなんですけど、これ皆さん定年退職ですか。ちょっとそこをお願いします。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

4名とも定年前退職になります。ただし、そのうち2名分につきましては、定年前退職なんですけれども、60歳の定年前の特例ということで、定年扱いでの金額になっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

町にしてみたらこの4人辞められるってこ

とは、定年は分かるんですね、もう時期きたら2人お辞めになるなど。じゃなくて途中でいうことは、町のいろんな事業に差し支えが出てくると思います。出てこないのかな。私は出てくると思ってますね。

それで、この場合は、なぜ辞められるのかって、定年前の方ですよ、そういうふうなアンケートなり情報なり分析なんかされてんでしょうか。

人材育成してね、そのあと辞められるのは町にとっても痛手だと思いますので、その辺りどのように対策練ってるのかお尋ねします。

○委員長（池田忠史君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

自己都合退職につきましては、必ず理由を聞くとかということまではちょっと現在までしてこなかったところなんですけれども、今後ちょっと聞ける範囲で聞ける分には理由を聞いて、今後の対策につなげていこうと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

町の中のね、いろんな部分に問題があったとかっていうこと無きにしも非ずですよ。あと適材適所じゃなかったとか、本人にとって合ってなかったとかいろんな理由が考えられるので、やはりこれから人材不足になってきますので、その辺りはどうぞ対応していただきたいと思いますのでお願いします。

要望です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございますか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正ということで載っております一番下の9番目、木代分団消防ポンプ車整備事業ということで、これ2,600万の金額、繰越しておられますけど、これ事業完了するのはいつと考えておいたらいいんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務部、田中です。

こちらのポンプ車整備事業なんですけども車両部品の供給不足ということで、納車が遅れるという見込みなんですけども、年内には完了する予定で今進めております。年内、令和8年内で進めております。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

25ページで先ほど起債が借りれなくてやめましたっておっしゃってたんですけど、このやめちゃった部分っていうのはまた別でやるんですか。それとももうやらないのですか。

○委員長（池田忠史君）

吉澤建設課長。

○建設課長（吉澤 亘君）

建設課、吉澤です。

実は、ときわ台の緑地擁壁の改修とかの分なんですけども、令和2年からやっておりまして、令和2年に申請したときは3年間につきまして、補修は終わっております。その事業は5年で終わってますんで、それ以降、毎年、場所を少しずつずらしながら申請してるんですが、なかなか認めてもらえない。以前やるところでしようという形で認めてもらえないというところがありますので、違う補助金のメニューとか、そういうものが国のほうから出されたら、またエントリーしていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

逆を言えばその場所って補助金とかがなければやる必要がない場所やったりするんですか。すいません。ちょっと勉強不足で教えていただきたいです。

○委員長（池田忠史君）

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。都市建設部、坂田です。

その箇所につきましては、当然、改修の必要性はあるんですが、その財源をちょっと求めて去年度ぐらいから動いてるところでして、その財源が起債なんですけども、事業債ですが、それがちょっとつかなかったということで今回見送っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

15ページをお願いします。

15ページの款19. 繰入金のところでですかね、今回、財政調整基金の繰入金を1億8,872万9,000円、これ減額をされております。財政調整基金の取崩しが減ることでありがたいのかなと思いますが、実際これが戻ることで、財政調整基金の残高というのはどれぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

あくまでも予算ベースにはなってしまうんですけども、今回の3月補正を反映しますと財政調整基金の残高は、16億6,635万1,000

円ということでございます。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

次に23ページをお願いします。

23ページの款5の労働費で、シルバー人材センターの支援事業として貸付金として予定していた200万円、これ不用になったということで、これはこれでいいことかなと思いますが、多分ここ1、2年続けてこれ不用になってるのかなあとと思いますが、いい感じで、進んでるのかなあと思ったりもいたしますけども、その辺りどうなんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

中川委員おっしゃられたとおり、ここ2年続けて、もうこれは利用されてないということになります。

令和6年の実績からいきますと、単年度で160万円ほどの黒字が出てまして、今、シルバー人材センターのほうの蓄えというのは全部で累計しまして、令和6年度で440万円ぐらいということで、徐々には増えているような状態です。

令和7年度につきましても、中間で今、ちょっと状況を聞かせていただきまして、まだ正確な金額は出てないですけども、令和7年度も黒字の見込みということで聞いてます。

ただ、ちょっとどうしても今、職員費を抑えてるっていうところがあって、以前の職員よりはかなり減ってるっていうところなんですけども、そこでちょっとプラスが出てるのかなというような感じでは思ってますんで、ちょっとまだもう少しばらくは様子を伺いながら、いずれ安定的な経営になってくるようでしたら、この予算はいずれ廃止しようかなと

は思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について、委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ちょっと視察を考えられたらどうかと思ってます。この委員会で。いきなりで申し訳ない。どこがどうってことじゃなくて、幾つか候補ありますけれども、皆さんでちょっと諮っていただきたいなと思ってます。

○委員長（池田忠史君）

これは前回もちょっとお話ししてますんで、それぞれ皆さんのほうで、どこにどういった理由でっていうのを含めてちょっと候補を出していただきまして、ちょっと絞っていきいたいなと思いますんで、前回も言いましたけど、ある程度もうまとめていただければ、こちらのほうで集約させていただきたいと思いますんでよろしくお願いします。

そうですね、一旦私のほうに預らせてい

ただいてっていう形で、皆さんお出しいただければと思います。

ほかはよろしいですか。

以上で、本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい、総務建設常任委員会の閉会に当たりますて一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対しまして、多角的にといいますか、細部にわたりまして慎重に御審査を賜りました。誠にありがとうございました。

また、適切に御決定をいただきましてありがとうございました。いただきました御意見も含めまして、しっかりと執行してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりますての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長